

中小企業信用保険法第2条第6項申請に係る必要書類一覧

大規模な経済危機や災害等(※)により信用の収縮が発生したことに起因して、経営の安定に支障を生じている中小企業者について認定を行うものです。

※国として危機的関連保証を実施する必要があると経済産業大臣が認定する事象

○対象中小企業者（次の条件いずれも同時に満たす事業者）

- 1 金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、資金調達が必要となっていること。
- 2 経済産業大臣が認定する案件に起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少することが見込まれること。

法人の場合

- (1) 認定申請書 2部
- (2) 添付資料 2部
- (3) 3か月以内発行の登記簿謄本（履歴事項全部証明書） コピー可
- (4) 決算報告書の写し（直近1年）
- (5) 各月の売上高等が分かる資料（売上高確認表、試算表等）
- (6) 委任状（金融機関等ご本人様以外の申請の場合）

※必要に応じて、その他資料等の提出を求めることがあります。

個人の場合

- (1) 認定申請書 2部
- (2) 添付資料 2部
- (3) 確定申告書の写し（直近1年）
- (4) 各月の売上高等が分かる資料（売上高確認表、試算表等）
- (5) 委任状（金融機関等ご本人様以外の申請の場合）

※必要に応じて、その他資料等の提出を求めることがあります。